

## 伊万里市公告第31号

伊万里市が発注する庁舎空調及び照明設備改修電気設備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行うので、伊万里市建設工事共同企業体取扱要領第8条により、当該特定建設工事共同企業体の入札参加資格審査申請の方法及び受付期間を次のとおり公告する。

令和6年 4月25日

伊万里市長 深浦 弘信

### 1 工事物件に関する事項

- (1) 工 事 名 庁舎空調及び照明設備改修電気設備工事
- (2) 工 事 場 所 伊万里市 立花町 (伊万里市役所) 地内
- (3) 工事の概要 庁舎空調設備改修工事に係る電気設備工事  
庁舎照明設備 LED 化工事
- (4) 予 定 工 期 令和6年7月～令和8年3月末

### 2 共同企業体に関する事項

- (1) 構成員の資格要件は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
  - ア 伊万里市競争入札参加者の資格等に関する規則（平成20年規則第40号。以下「規則」という。）第2条に定める入札参加者の資格を有する者で、規則第8条の定めにより令和5, 6年度有資格者名簿（工事）に登載された電気工事の格付がA級である者であって、伊万里市内に本店、支店または営業所のいずれかを有している者または格付がB級であって、伊万里市内に本店を有している者であること。
  - イ 入札参加申請書提出時点から入札の日までの間に、次に掲げる指名停止措置又は指名回避措置（以下「指名停止等の措置」という。）のいずれも受けていない者であること。
    - (ア) 伊万里市による指名停止等の措置
    - (イ) 佐賀県内の他の公共団体等による指名停止等の措置（伊万里市による指名停止等の措置と同一の事由の指名停止等の措置については除く。）
  - ウ 当該工事に対応する許可業種に係る営業年数が、当該許可を受けた日から5年以上経過している者であること。
  - エ 次のいずれにも該当する者でないこと及び次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
    - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
    - (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

- (ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (エ) 自己、自社又は第三者の不正な利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
  - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- オ 当該入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員との間に、資本的関係又は人的関係がないこと。

カ 電気工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を、施工現場に専任で配置できる者であること。

- (2) 構成員の数  
構成員の数は2社とする。
- (3) 構成要件  
B級の施工能力等級者の数は全構成員の2分の1を超えないものとする。
- (4) 出資比率は30%以上とする。
- (5) 代表者の要件
  - ア 規則第2条に定める入札参加者の資格を有する者で、規則第8条の定めにより令和5、6年度有資格者名簿(工事)に登載された電気工事の格付がA級である者であって、伊万里市内に本店、支店または営業所のいずれかを有している者であること。
  - イ 出資比率は構成員中最大であること。
- (6) 存続期間
  - ア 本工事の契約相手となった者  
本工事に係る請負契約の履行後3ヶ月を経過する日まで
  - イ 本工事の契約相手とならなかった者  
本工事に係る請負契約が締結される日まで

### 3 入札参加申請書及び提出資料

- (1) 資格審査申請書(共同企業体)(様式第1号)
- (2) 共同企業体協定書(様式第2号)
- (3) 共同企業体編成表(様式第3号)
- (4) 配置予定技術者調書  
監理技術者資格証の写しを添付すること。  
なお、様式1号、2号及び3号を袋綴じにすること。

#### 4 受付期間及び受付場所

##### (1) 受付期間及び時間

令和6年4月25日(木)から令和6年5月13日(月)まで  
午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

##### (2) 受付場所

伊万里市総務部契約監理課(伊万里市立花町1355番地1)

TEL 0955-23-2176

FAX 0955-23-7841

E-mail: keiyakukanri@city.imari.lg.jp

#### 5 質疑応答

資料等に関し質疑があるものは、次に掲げる要領で質問書を提出すること。

(1) 提出期間 令和6年4月25日(木)から令和6年5月1日(水)12時まで

(2) 提出方法 FAXまたはE-mail

(3) 提出場所 4(2)に示す場所

※ 回答書については、令和6年5月7日(火)までに当市ホームページに掲載する。